平成２６年（フ）第１９号
鹿児島県鹿屋市寿４丁目７番24―４号、前住所鹿児島県鹿屋市寿１丁目18番５号　ロイヤル寿302号
破産者　國料　洋子（旧姓田島）
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第１０号
北海道芦別市上芦別町38番地　上芦別団地33号
破産者　佐藤　信裕
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第９３号
北海道旭川市３条通25丁目486番地　秀鶴荘Ｃ―101号
破産者　雙松　慎茂
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９４号
北海道旭川市３条通25丁目486番地　秀鶴荘Ｃ―101号
破産者　雙松真美子
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３１号
青森市大字油川字浪返24番地５
破産者　山口　孝雄
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５８号
青森県下北郡東通村大字白糠字赤平452番地４
破産者　駒谷　群治
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５９号
青森県八戸市大字湊町字ホロキ長根19番地１スエルテ102、申立時の住所青森県八戸市下長１丁目３番23号　Ｂ101
破産者　遠藤　俊光
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第３号
青森県八戸市南類家２丁目４番４号、前住所青森県八戸市類家５丁目38番８号
破産者　佐々木通正
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第１５号
宮城県石巻市前谷地字小谷地15番地
破産者　遠藤　　徹
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２６年（フ）第４３号
山形県西村山郡河北町谷地ひな市２丁目８番地の５、前住所新潟市中央区高志２丁目17番14号
破産者　宇佐美　弘
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３９号
山形県最上郡真室川町大字及位278番地１
破産者　髙橋　直喜
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２６年（フ）第４９号
埼玉県熊谷市上川上515番地９
破産者　古澤　和章
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１９０３号
横浜市南区前里町４丁目91番地　グランデ前里町302、開始決定時の住所横浜市磯子区森３丁目20番８号
破産者　又吉　　保
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９０４号
横浜市磯子区森３丁目20番８号
破産者　高田　千里（旧姓又吉）
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３９６号
神奈川県高座郡寒川町倉見2348番地　さくらコーポ103号
破産者　伏見　裕介
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９９号
石川県白山市荒屋町と51番地５
破産者　玉川光明こと　劉　　光明
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２００号
石川県白山市明光３丁目77番地、開始決定時の住所石川県白山市鶴来朝日町242番地
破産者　玉川明雄こと　劉　　明雄
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４７５号
金沢市久安１丁目67番地
破産者　山浦　一樹
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所